

検討会開催の背景及び目的、スケジュール案

背景

- ◆ 中小事業者が大半であり、かつ、荷主企業 - オペレーター - オーナーの専属化・系列化の構造が固定化している内航海運において、船員養成や船舶の維持管理を自社のみで対応することが難しい状況。
- ◆ 個社単位でなく、船舶管理会社を活用して船員養成や確保、船舶の維持管理を集約させるなど、効率的な船舶管理を行うことが事業基盤強化に有効。
- ◆ 一方で、1隻所有の事業者のうち、船舶管理契約を締結している事業者は1割程度にとどまるなど、船舶管理会社を活用した小規模事業者の事業効率化・経営基盤強化は途上。
- ◆ これまで、ガイドライン策定等の取組を進めてきたものの、船舶管理会社に対する具体的な情報の不足、船舶管理会社の品質について統一的な管理・評価がなされていないことが船舶管理会社活用のネック。

目的

- ◆ 国土交通大臣による登録制度（一定期間毎の更新制）を創設し、一定水準の船舶管理サービスを提供する者について、同制度の登録を受けることにより「国土交通大臣登録船舶管理事業者」として事業を実施できることとし、船舶管理事業者に一定の法的位置づけを与える。
- ◆ 登録を受けた事業者には、船舶管理業務に関する規程の作成等を義務化するとともに、一定期間毎に業務評価を行うことにより、その品質の確保を図る。

進め方(予定)

第1回
(10月31日)

「国土交通大臣登録船舶
管理事業者」制度に関する
議論①

- 検討会の進め方
- 船舶管理事業者の登録制
度について
- 意見交換
- その他

第2回
(11月下旬)

「国土交通大臣登録船舶
管理事業者」制度に関する
議論②

- 船舶管理事業者の登録制
度について
- 意見交換
- その他

第3回
(12月下旬)

「国土交通大臣登録船舶管
理事業者」制度案
とりまとめ

- 登録船舶管理事業者制度
(案)について
- 意見交換
- その他(周知方法について)

平成30年3月(予定)

「国土交通大臣登録
船舶管理事業者」制
度告示公布

平成30年4月(予定)

「国土交通大臣登録
船舶管理事業者」制
度運用開始

船舶管理会社の評価制度に関する検討会(仮称)

第1回
(平成30年9月～10月)

評価制度の検討①

第2回
(10月～11月)

評価制度の検討②

第3回
(11月～12月)

評価制度のとりまとめ

- とりまとめ

評価制度の構築